

独占禁止法遵守カード

一般社団法人 日本空調衛生工事業協会
監修 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

平成26年11月発行

疑問に思ったら？

判断に迷ったときや法令違反が疑われる事実、情報に接したときは、上司や相談・通報窓口にご相談、通報して下さい。

相談・通報窓口連絡先

.....

.....

.....

.....

こんなときはどうしたら？

Q: 同業者の会合で、入札談合の話が出たとき、どのようにするのがよいのでしょうか。

A: 入札談合に発展しそうな話が出たときに、そのまま黙っていても、その事業者も暗黙の了解をし、その談合に参加したとみられる可能性があります。このため、このようときには、独占禁止法上問題があるのでやめるよう発言し、やめない場合には退席するのが適切です。できれば、その旨を会合の記録に残してもらい、帰社した後上司にそのことを報告し、それぞれの日報等にその経緯を記載しておくことが賢明です。

Q: 同業者の会合などに出席する場合、どのようなことに注意すればよいのでしょうか。

A: 会合に出席する前に、どのような目的で話し合いをするのか、その内容をチェックして、入札談合が話題になりそうな場合には、出席を見合わせるのが賢明です。同業者の会合には、上司や相談窓口にご相談して出欠の判断をすることが大切です。

独占禁止法とは？

企業間の公正で自由な競争を促進するためのルールです。自由な競争を回避する入札談合やダンピング、優越的地位の濫用などアンフェアな行為が違反になります。

独占禁止法に違反すると？

- あなたの会社が大きな経済的損失をこうむります
(課徴金、損害賠償請求、営業停止、指名停止等)
- あなたの会社の社会的信用を失墜させます
- あなた自身や会社が刑事責任を問われることもあります

してはいけないことは？

- ▶入札談合の関係では
 - 入札参加業者間で、受注予定者を誰にするか話し合うこと
 - 受注金額を決めるために情報交換すること
 - 入札談合を実施するためのルールを作ること
 - 受注数量や受注箇所について情報交換すること
 - 発注者から事前に工事等の見積金額を求められた場合、同業者間で見積金額を調整すること
 - 発注者による受注予定者の意向等に関する、いわゆる「天の声」に従うこと
 - 共同企業体結成の組み合わせ、受注予定者、受注予定価格について情報交換すること
 - 他の事業者に入札価格を聞くこと
 - 落札者和其他の入札参加業者間で、当該落札物件に関し下請取引すること
 - 入札前に参加者が集まって、入札情報を交換すること
- ▶不公正な取引方法の関係では
 - 入札に際し、入札価格が自社の工事の原価を割り込んだ価格で応札すること
 - 取引上優越した地位を利用して、取引相手に経済上不利な取引をさせること